有効期間が平成32年２月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第82315号	化成肥料	ＧＧ284	住化グリーン株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目５番４号ダヴィンチ桜橋７階
生第88556号	化成肥料	有機入り新錦３号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
輸第8103号	魚かす粉末	魚粕骨粉１号	双日九州株式会社	福岡県福岡市中央区天神一丁目10番24号
輸第8104号	化成肥料	いろは化成肥料第６―１号Ｓ650	株式会社山本忠信商店	北海道河東郡音更町木野西通７丁目３番地
輸第8110号	化成肥料	粒状燐酸一アンモニア２号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第8114号	配合肥料	アニミートＮＫ	双葉肥料株式会社	静岡県静岡市清水区長崎167番地
輸第8117号	硫酸苦土肥料	マグッコエース	常陸化工株式会社	茨城県常陸太田市新宿町664番地
輸第8118号	水酸化苦土肥料	水マグＳＧ55	株式会社昭和技研	東京都千代田区永田町二丁目10番２号
輸第11203号	化成肥料	りん酸アンモニウム	株式会社カーギルジャパン	東京都千代田区丸の内三丁目１番１号
輸第11204号	化成肥料	有機入り化成肥料８―９―８	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
外第117号	硫酸アンモニア	21硫安	河南省豫星進出口有限公司	中華人民共和国河南省鄭州市農業路東段23号
			ミツワ商事株式会社（国内管理人）	大阪府大阪市西区京町堀二丁目１番24号

有効期間が平成32年２月12日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第76640号	化成肥料	苦土ほう素有機入り高度化成883号	株式会社ジェイ・ティ・エフ	兵庫県高砂市高砂町東宮町1038番地４
輸第6545号	干蚕蛹粉末	干蚕蛹粉末１号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

生産業者及び輸入業者の住所の変更

登録番号　生第86576号
　変更前　岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字中鵜飼55番地
　変更後　岩手県滝沢市中鵜飼55番地
登録番号　輸第11203号
　変更前　東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
　変更後　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号

○農林水産省告示第九百九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第85835号	液状複合肥料	ニューいわしアミノ液肥	日本キレート株式会社	島根県安来市柿谷町115番地４
輸第11371号	蒸製皮革粉	Leather Meal 12	野村貿易株式会社	大阪府大阪市中央区安土町一丁目７番３号
輸第11380号	軽量気泡コンクリート粉末肥料	ＡＬＣ肥料	野村貿易株式会社	大阪府大阪市中央区安土町一丁目７番３号
輸第11450号	副産複合肥料	アミノ酸副産複合肥料３号	野村貿易株式会社	大阪府大阪市中央区安土町一丁目７番３号
輸第13372号	副産複合肥料	アミノ酸副産複合肥料４号	野村貿易株式会社	大阪府大阪市中央区安土町一丁目７番３号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○環境省告示第六号
経済産業省

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ロの規定に基づき、平成二十二年環境省告示第十号（温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

環境大臣　石原　伸晃
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

第一号の表を次のように改める。

北海道電力株式会社	0.688
東北電力株式会社	0.600
東京電力株式会社	0.525
中部電力株式会社	0.516
北陸電力株式会社	0.663
関西電力株式会社	0.514
中国電力株式会社	0.738
四国電力株式会社	0.700